

事故防止研修会等開催・参加助成金交付要綱

平成28年4月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、トラック運送事業者が、交通事故や労働災害事故の研修会・講習会等(以下「研修会等」という)を開催又は参加した場合、その費用を一部助成することにより、事故の未然防止に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、交通事故や労働災害事故の研修会等を開催又は参加するトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成対象事業及び助成金額)

第3条 助成対象となる事業及び助成金額は、次に示すものとする。

(1) 対象事業

- ① 飲酒運転や健康障害等による交通事故や労働災害事故の未然防止を促進するための研修会等を、事業者の主催事業として開催又は他の団体等が主催するものに参加。
- ② 他の団体等が主催する研修会等への参加については、受講料5千円以上の研修会等(インストラクター資格取得を含む)とする。
- ③ 法律等で定められた義務的研修会等の開催及び参加は、助成の対象外とする。

(2) 研修会等開催の助成金額

- ① 1回あたり10万円を上限とし、1事業者2回を限度とする。
- ② 助成対象となる経費は、会場料、看板代、講師の謝金及び交通費、資料代(配付する印刷物が助成対象でありDVD等の教材や機器等の購入・レンタルは助成対象外)とする。
- ③ 助成対象となる研修会等は、宮城県内の事業所が開催した場合に限る。

(3) 研修会等参加の助成金額

1回あたり2万円を上限とし、1事業者3名を限度とする。また、首都圏での参加の場合は、別に交通費2万円を助成する。

- (4) 当該研修が、「ドライバー等安全教育訓練促進助成金交付要綱」等、他の助成金が交付される場合は、当該助成金は交付しない。

(助成金交付の申請)

第4条 事業者は、令和4年度に研修会等を開催又は他の団体等が主催するものに参加する場合、様式1「事故防止研修会等開催・参加助成金交付申請書」により助成金交付の申請をする。【事前申請】

受付期間は、令和4年4月1日から令和5年2月3日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

(助成金交付の決定)

第5条 宮ト協は、前条による助成金交付の申請があつた場合、速やかにその内容を審査し、助成金交付すべきものと認めた時は、様式2「事故防止研修会等開催・参加助成金交付決定通知書」により助成金交付の通知をする。

なお、宮ト協は、通知に際して必要な条件を付することができる。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第6条 事業者は、研修会等の開催又は参加が完了した時は、令和5年2月28日までに、様式3「事故防止研修会等開催・参加助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】

(助成金の交付)

第7条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があった場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認められた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第8条 交付決定後に申請内容の変更もしくは取下げる場合、様式4「事故防止研修会等開催・参加助成申請[変更・取下]届出書」を提出し、様式5「事故防止研修会等開催・参加助成申請[変更・取下]承認通知書」により承認を得るものとする。

(助成金の返還)

第9条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第10条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあった場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第11条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和4年4月1日から施行する。